

現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準の新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 現場代理人について (1)～(5) (略) (6) 工事の兼任 ア～イ (略) ウ その他一定の要件を満たす工事の兼任 次に掲げる(ア)から(エ)までの条件を全て満たす工事については、合計で <u>2件若しくは3件まで兼任を認めることができるものとする。</u> (ア)～(エ) (略) (7)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和8年3月17日から施行する。</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 現場代理人について (1)～(5) (略) (6) 工事の兼任 ア～イ (略) ウ その他一定の要件を満たす工事の兼任 次に掲げる(ア)から(エ)までの条件を全て満たす工事については、合計で <u>2件まで兼任を認めることができるものとする。</u> (ア)～(エ) (略) (7)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附則追加</p>